

# 教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	教職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 .....	人 材 政 策 室	1 頁
	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則 の一部を改正する規則 .....	福 利 ・ 給 与 室	8 頁

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年二月二十八日

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県教育委員会規則二号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

紙に印刷されたものを大切にしてください。

受付印	
所轄庁	

校長印
-----

教育職員検定申請書

年 月 日

三重県教育委員会 へ

現住所	
勤務先又は勤務予定校	
フリガナ 名前 <small>(楷書で正確に記載すること)</small>	
生年月日	年 月 日生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状(臨時免許状)授与を受けたことが	
性別	男 女
を(除く)の	ある ない

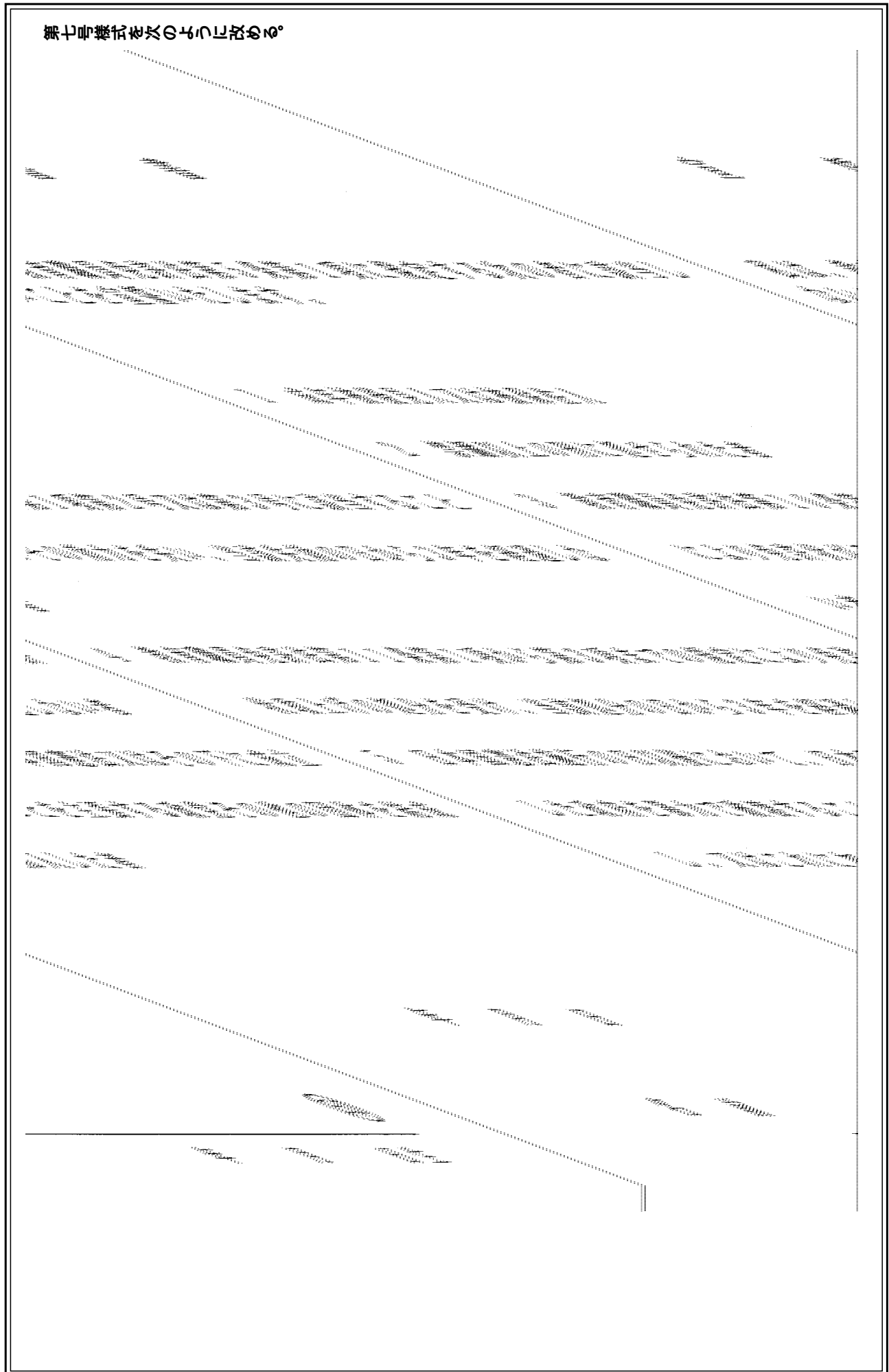
現住所	
勤務先又は勤務予定校	
フリガナ 名前 <small>(楷書で正確に記載すること)</small>	
生年月日	年 月 日生
平成21年3月31日以前に普通免許状又は特別免許状(臨時免許状)授与を受けたことが	

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与等してください。

教科又は教育領域	
----------	--

い の ず み れ 記 か 入 一 方	免 許 状 の 種 類	教諭 免許状
		助教諭免許状

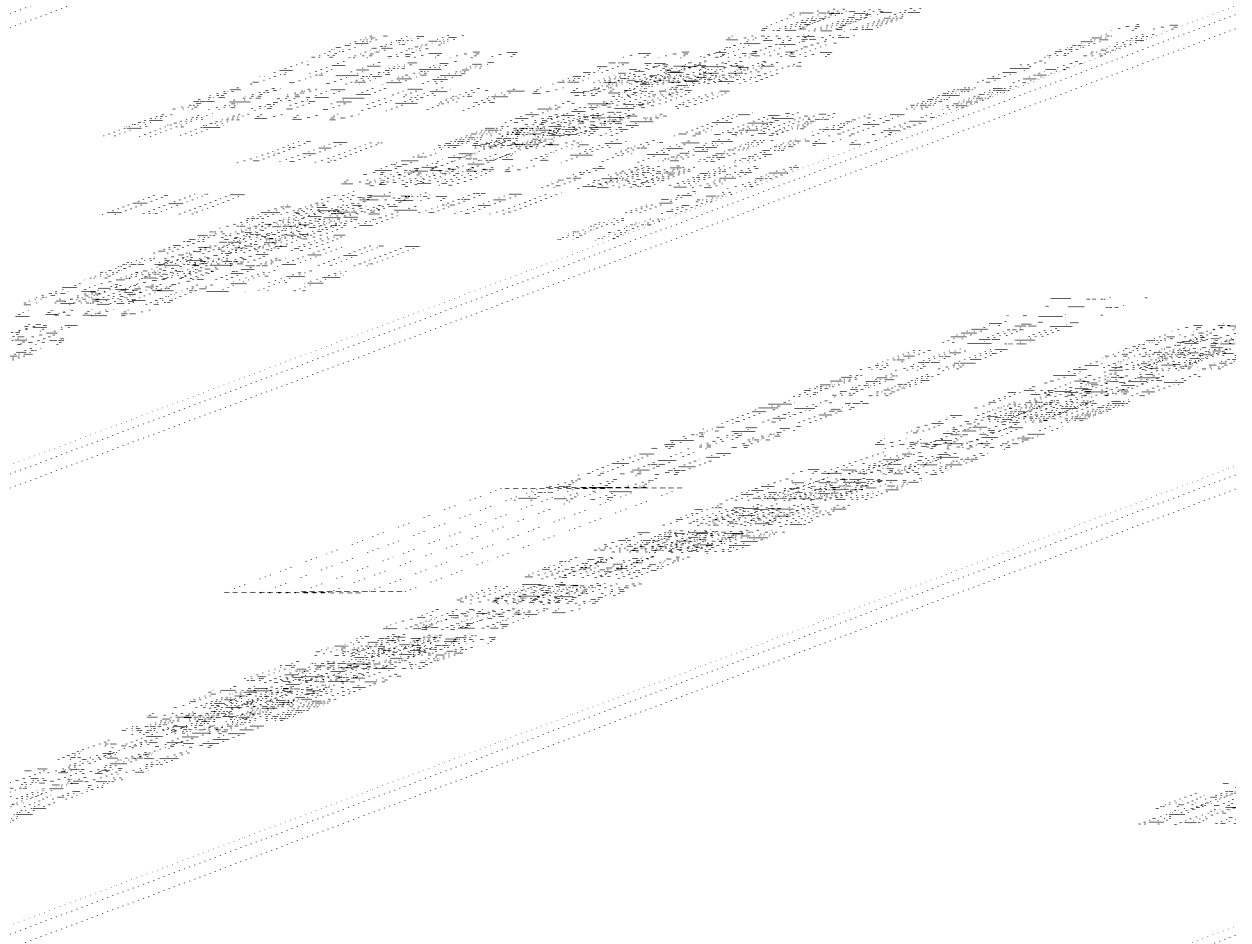
第七号様式を次のように改める。



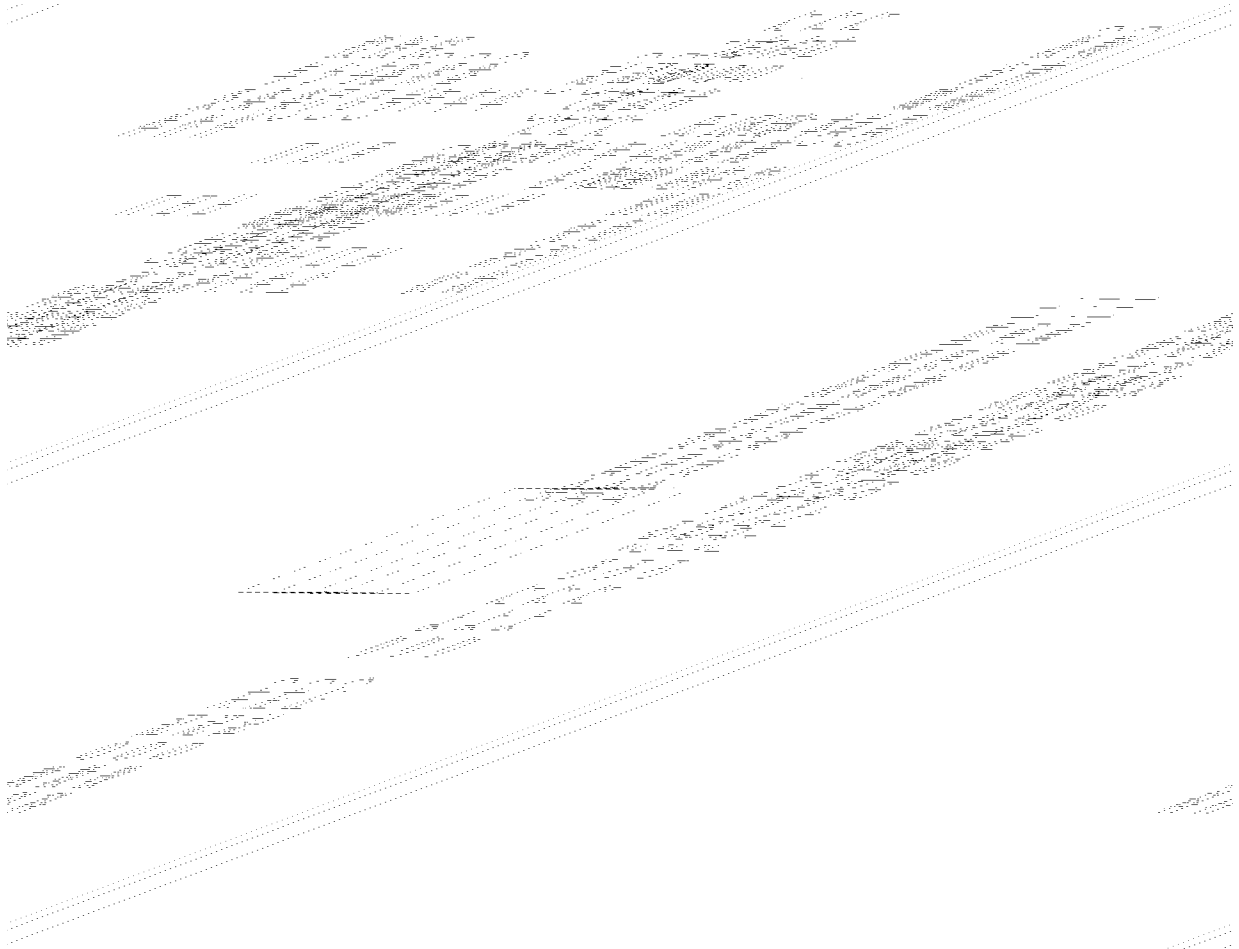
第十五号様式を次のように改める。

The table content is completely obscured by heavy diagonal hatching and horizontal scribbles, rendering it illegible.

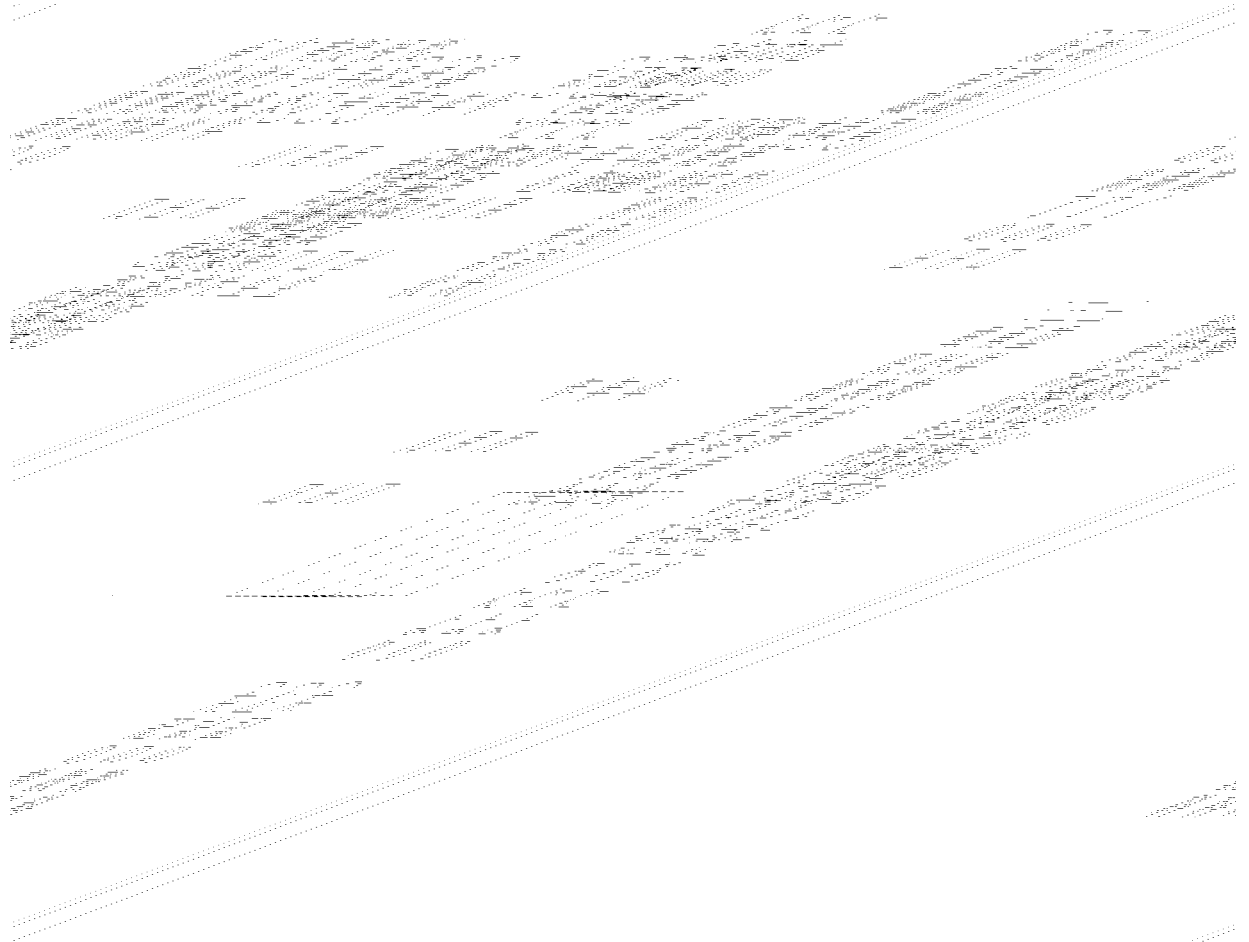
第十九号様式を次のように改める。



振替口座番号 00110-10000000000000000000



第二十三号様式(一)を次のように改める。



附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年二月二十八日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第三号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「十日」を「二十一日」に改め、「近い」の下に「休日」を加える。

第三条第二項中「十日」を「二十一日」に改め、「近い」の下に「休日」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた手当の支給日については、なお従前の例による。
- 3 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則第三条により支給されるこの規則の施行の日の属する月の手当の支給日については、この規則による改正後の公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則第三条第二項中「二十一日」とあるのは、「十六日」とする。

発 行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印 刷  
有限会社第一プリント社